



年度分 上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書

受付印



(あて先) 鹿児島市長

○納税義務者

年 月 日 提出

現住所			
1月1日現在の住所			
(フリガナ)氏名		電話番号(本人・代理人)	
生年月日	(明・大・昭・平・令) 年 月 日	代理人の氏名	(続柄)

○確定申告した(予定含む)上場株式等の所得等 ※損益通算前

			住民税の特別徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

※対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税(復興特別所得税分含む)15.315%と住民税5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉(特別)徴収されているものとなります(所得税20.42%の税率で源泉徴収されているものは、住民税が特別徴収されていないので、対象ではありません)。

申告する番号の口にチェックをつけてください。

- 1. 上記の確定申告した上場株式等の所得等について、住民税では申告しません。
- 2. 上記の確定申告した上場株式等の所得等について、住民税では下記の所得を申告します。

↓ 2を選択した場合のみ記入してください。

			住民税の特別徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

2は以下の例の場合等に使用します。

例 確定申告で分離課税した配当所得を住民税では総合課税で申告

提出の際、下記の書類も併せて提出してください。

- 本人確認書類 (運転免許証、保険証などの写し)
- 配当所得・譲渡所得等に関する書類の写し (特定口座年間取引報告書・上場株式配当等の支払通知書など)
- 代理人が申告する場合、本人と世帯が異なるときは委任状

※上記課税方式の選択により、所得金額等が変わることで、市民税・県民税のほか、国民健康保険料等の他の制度に影響を与える場合があります。裏面の留意事項を確認の上、申告者ご自身の判断により提出をお願いいたします。

◎所得税と住民税において、異なる課税方式を選択する場合の留意事項について

【申出書の提出期限について】

- ・ 所得税と住民税において異なる課税方式を選択する場合は、**当該年度の納税通知書が送達される時まで**にこの申出書を提出していただくことが必要です（この期限を過ぎた場合は、所得税と異なる課税方式の選択はできませんのでご注意ください。）。ただし、確定申告書の住民税に関する事項において、特定配当等（・特定株式等譲渡所得）の全部の申告不要を選択した場合は、当該申出書の提出は不要です。

【課税方式の選択について】

- ・ 所得税及び住民税が源泉（特別）徴収される特定口座（以下「源泉徴収口座」という。）における上場株式等に係る配当所得等又は譲渡所得等を申告するかどうかは源泉徴収口座ごとに選択することができます（1回の譲渡ごと、1回に支払いを受ける上場株式等の配当等ごとの選択はできません）。
- ・ 同一の源泉徴収口座内で、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得等で損益通算されている場合は、配当所得等のみを申告不要とすることはできません。
- ・ 源泉徴収口座以外において生じた上場株式等に係る配当所得等で所得税及び住民税が源泉（特別）徴収されている配当等は1回に支払いを受けるべき配当等の額ごとに課税方式を選択できます。
- ・ 所得税及び住民税が源泉（特別）徴収されない口座において生じた上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、申告不要とすることはできません。
- ・ 住民税において申告不要を選択した上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用は受けられません。また、申告不要を選択した上場株式等に係る譲渡所得等の損失を、翌年度以降に繰越することはできません。
- ・ 複数の源泉徴収口座をお持ちで、それぞれ異なる課税方式を選択する場合や1回に支払いを受けるべき配当等の額ごとに課税方式を選択する場合は、別途「**上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書（付表）**」の提出をお願いします。

◎繰越損失がある場合

当該年度において、繰越損失額を翌年に繰り越す申告をする場合は、納税通知書が送達される時まで、別途「**上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書**」の提出が必要です。

※所得税において所得申告及び繰越損失の適用を行い、住民税においては申告不要とした場合においても、翌年に繰越損失額を繰り越すための申告が必要です。

また、翌年の申告においては、所得税における繰越損失額と住民税における繰越損失額に相違がある場合があるため、確定申告にて繰越損失の申告を行うほか、住民税においても申告及び繰越損失額の申告を行ってください。

（その年に株式等の譲渡がなかった年も、譲渡損失額を翌年に繰り越すための申告が必要です。）

申告がない場合、本来適用可能な繰越損失額の適用を行うことができなくなる場合があります。

「**上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書（付表）**」、「**上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書**」が必要な場合は、本市ホームページよりダウンロードしていただくか、市民税課または各支所税務課（税務係）までご連絡ください。